神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡の区域
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大桑村及び同郡木曽町の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	全域
愛知県	全域
三重県	全域
滋賀県	全域
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、豊能郡豊能町、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気郡、都窪郡、浅口郡及び小田郡の区域
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び豊田郡の区域
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡の区域
徳島県	全域
香川県	全域

愛媛県	全域
高知県	全域
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町及び同郡築上町の区域
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡の区域
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡、速見郡及び玖珠郡九重町の区域
宮崎県	全域
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡、薩摩郡、出水郡、姶良郡、曽於郡、肝属郡、熊毛郡及び大島郡の区域
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡座間味村、同郡渡嘉敷村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町及び宮古郡の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十六年三月二十八日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府告示第二十二号

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十条第一項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を次のとおり指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

県名	区域
千葉県	館山市、南房総市及び安房郡の区域
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村の区域
神奈川県	横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡、中郡、足柄下郡真鶴町及び同郡湯河原町の区域
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、賀茂郡及び榛原郡吉田町の区域
愛知県	豊橋市、田原市及び知多郡南知多町の区域
三重県	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重郡川越町、多気郡明和町、度会郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡及び南牟婁郡の区域